

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

January 2021





## EY Taiwan JBS NEWS LETTER January 2021

### 今回の内容

### 台湾国外との取引における源泉税と 日台租税協定による免税申請対応

#### ▶ 前書き

日本企業を含む台湾国外の企業が、台湾企業と取引をする場合（モノの販売など国際貿易取引を除く）、台湾源泉所得として源泉税が課されます。この源泉税を軽減する方法の一つとして、台湾に恒久的施設(PE)が無いこと、もしくはPEに帰属する営業ではないを主張した上で日台租税協定の適用による免税申請が挙げられますが、許可の取得のハードルが高いことから、これまで台湾における免税申請をせず、日本側での外国税額控除の適用をすることを選択するケースもありました。しかし、最近、日本側の税務当局がこの外国税額控除を認めないというケースが見受けられることから、再度日台租税協定の免税申請の適用が注目されています。今回は、台湾における源泉税の基本的な仕組みから、日台租税協定及び免税申請手続きの概要について説明します。

なお、日台租税協定以外の源泉税の軽減・優遇措置対応につきましては、JBS NEWS LETTER 2020年6月号も合わせてご参考ください。

#### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾では源泉所得の範囲が広く、源泉税も広い範囲に渡り課される
- ▶ 外国税額控除の概要
- ▶ 日台租税協定及び免税申請手続きについて
- ▶ 台湾源泉所得の発生と台湾に恒久的施設(PE)が無いこと等を主張する日台租税協定の適用による免税申請の関係
- ▶ 既に納付済みの源泉税について事後的に免税申請を適用し還付することの可否

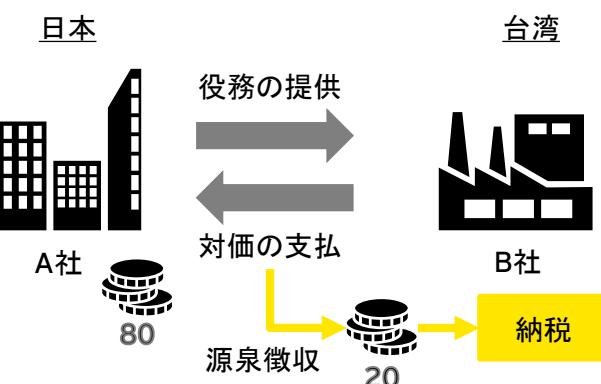
# 台湾源泉所得と源泉所得税の徴収について

## 源泉所得とは

台湾の法人税法にあたる所得税法第8条では、所得税の課税対象となる台湾源泉所得を列挙して規定しています。台湾内に固定営業場所を持たない外国法人が台湾源泉所得を得た場合、源泉徴収により当該所得に対する課税が行われることになります。このため、日本企業が台湾企業との取引によって台湾源泉所得を得た場合、一般的には取引金額の20%が源泉税として差し引かれ、残額の80%部分しか受け取れることになります。

### 例

日本の親会社A社が、台湾の子会社B社に対して、技術者の派遣を行い技術支援サービスを提供。契約額は100。



### この取引が台湾源泉所得となる場合：

- ▶ B社は台湾における源泉徴収義務者となる
- ▶ B社はA社への支払時に請求額の20%を差引いて残額をA社に支払う
- ▶ 差引いた分は支払日から10日以内にB社が台湾国税局に納付する
- ▶ 源泉徴収義務を怠ると罰則が生じる

## 所得税法第8条-源泉所得の定義

台湾の源泉所得は以下の通り列挙されていますが、国外の営利事業者が台湾の事業者へ物品を販売する等、当該取引が国際貿易に該当する場合を除き、包括条項としての「その他収益」の存在のため、源泉所得とされる取引の範囲が非常に広くなっています。

所得種類	内容
配当所得	台湾国内の会社からの配当金、台湾国内の協同組合または合資にあたる営利事業者が分配する利益
役務報酬	台湾国内における役務提供による報酬。非居住者の場合は、一課税年度内の台湾国内滞在日数が90日を超えない者が台湾の雇用主から取得する役務報酬も含む。
利息所得	台湾国内の政府、法人、個人による支払利息
賃貸所得	台湾国内の財産に係るリースによる賃貸所得
権利金	パテント、商標権、著作権、企業秘密及び各種特許権利を台湾国内において他人の使用に供することにより取得する権利金
財産取引所得	台湾国内における財産取引
営業利益	台湾国内における工商、農林、漁牧、鉱業冶金業等の事業経営による利益
懸賞金	台湾国内における各種競技への参加による賞金
その他収益	台湾国内において取得するその他収益

# 外国税額控除の概要

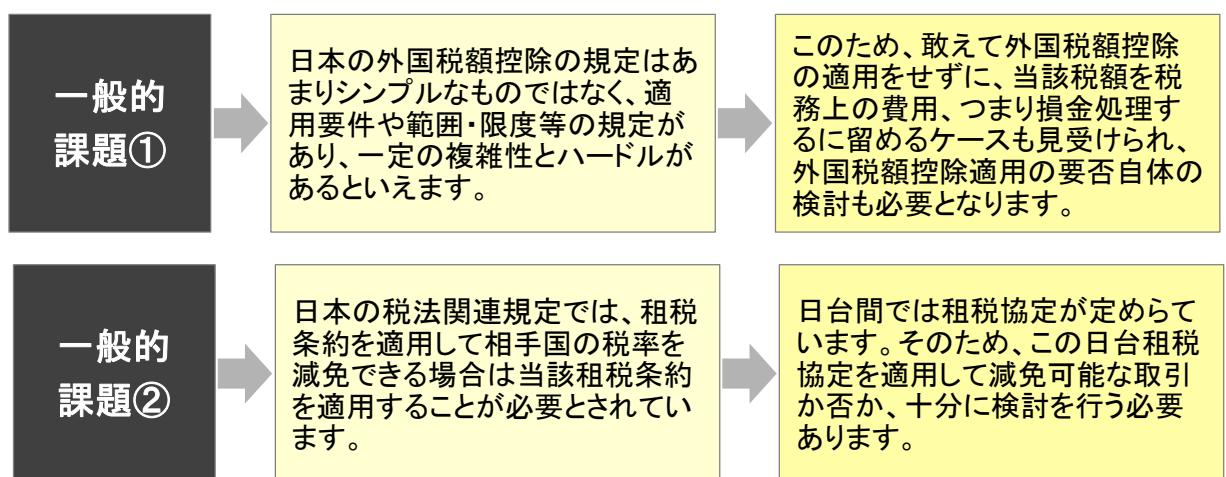
## 外国税額控除とは

前ページの例では、日本側では法人税が課税され、また台湾側では源泉所得課税がなされ、両国での課税される状況となります。つまり、同一所得に対して居住地国における課税と源泉地における課税が発生すると、二重課税の状況が発生することとなります。このような国際的な二重課税を調整するため、一定限度額までは所得税額から源泉地における税額を差し引くことができます。これを「外国税額控除」と言います。

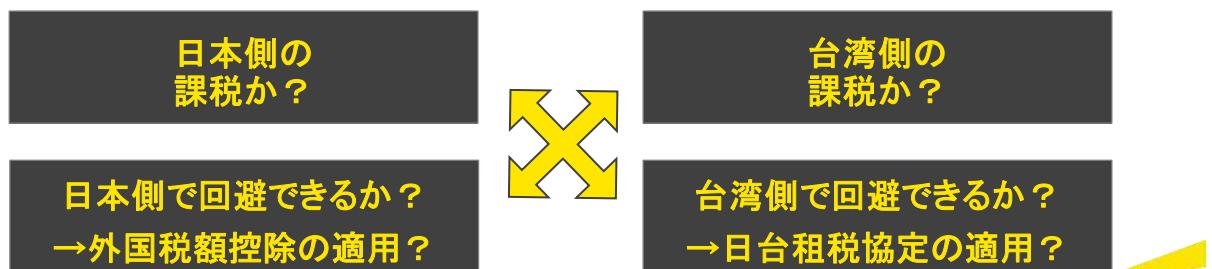
外国税額控除を受けるためには、居住地国の外国税額控除の適用のための要件を満たし、また、税務申告において、外国所得税が課されたことを証明する書類が必要となります。

## 外国税額控除の適用にあたって

一定の要件を満たすことができれば、外国税額控除が適用できますが、日本の外国税額控除の適用にあたっては、一般的にいくつかの課題が挙げられます。なお、日本の外国税額控除の適用については、日本におけるご担当の公認会計士または税理士にご確認ください。



この一般的課題②に対して、日台租税協定が適用できるか否かは、台湾側での検討課題となります。日台租税協定については後述しますが、このうち、免税申請については台湾側で許可を取得するために一定の手間と承認のハードルがあることから、実務上、これまで日本側の外国税額控除を適用することで税額を回避するケースがありました。他方で、上記一般的課題②の通り、日本側の規定により租税条約による減免努力が求められており、最近では、日本側の税務当局によって外国税額控除が否認される事例が見受けられるようになっています。このため、二重課税の状況を回避するためには、上記課題①の対応における日本側の損金算入による部分的回避の他、上記課題②の対応としての後述の日台租税協定の適用を積極的に検討する必要があります。



# 租税協定の概要及び免税申請について

## 租税協定とは

二重課税の排除や脱税の防止等を目的として、国家間で個別に締結される合意のことです。他国では、一般的に租税条約と言われますが、台湾の場合、租税協定や民間取り決めと称され、2021年1月現在、33カ国と締結をしています。日台間協定の場合、配当、利息、ロイヤリティといった項目の源泉税の軽減の他、恒久的施設の概念の整理、二国間の事前確認制度、相互協議制度等が定められています。

## 租税協定の適用による減免対応

租税協定によって、配当金、利息、ロイヤリティといった項目に対する税率の軽減、あるいは、恒久的施設(PE)が無い、もしくはPEに帰属する事業所得が無い場合には免税とすることができますが、それぞれの適用にあたっては手続や申請が必要となります。配当金、利息、ロイヤリティに対する税率の軽減につきましては、2020年5月JBS NEWSLETTERをご参照ください。ここでは、後者の免税対応についてご説明いたします。

### 恒久的施設(PE)が無い、もしくはPEに帰属する事業所得が無い場合の免税申請

日台租税協定第5条によってPEは以下のように定義されています。但し、台湾の場合、租税協定は任意で適用が選択でき、適用しない場合、国内法である所得税法が優先されます。そのため、台湾に源泉所得がある場合には、まず原則として源泉税が課されます。これに対して、以下のPEの定義に該当せず、所定の書類を以て申請を行い、許可を得た場合に初めて免税となります。PEに該当しないからと源泉徴収を怠った場合、源泉徴収漏れとして前述の罰則が発生する可能性がありますので留意が必要です。

#### PE の定義 (日台租税協定第5条より一部抜粋)

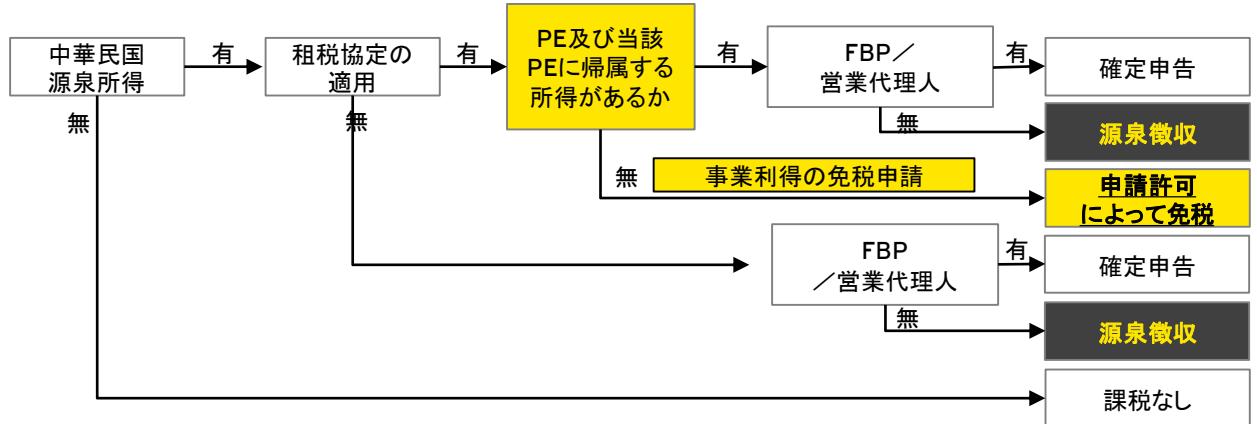
- ▶ 「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものを指し、特に事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などが含まれる。
- ▶ また、建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動(6箇月を超える場合に限る)、企業が行う役務の提供で、使用人その他の職員又は者を通じて行われるもの(開始し、又は終了するいずれかの12箇月の間ににおいて合計183日を超える場合)も含まれる。
- ▶ 物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用する場合などは恒久的施設に該当しない。



# 租税協定の概要及び免税申請について(続)

## 源泉所得の発生、租税協定の適用の整理

前述の通り、台湾では、源泉所得の発生した際には源泉税が課されることが原則となります。他方で、台湾にPEが無いこと場合、及びPEに帰属する事業所得が無い場合、これを主張した租税協定の適用による免税申請を行い、税務当局の許可がなされて初めて免税となります。これに加えて、PEが存在する等とされた場合に、それが固定営業場所(支店や工場などの固定の事業場所を言い、以下FBPとする。)に該当するか否かについても考慮しますと、納税対応、課税関係は以下のように整理されます。



## 免税申請にあたって

免税申請の適用にあたっては、以下の書類の準備を行い、税務当局に申請を行い許可を得る必要があります。

必要書類と留意点等	
適用申請書	租税協定適用のための申請書。財政部HPよりダウンロードが可能です。
居住者証明	収益を受領する会社が日本の居住者であることを証明する書類。日本の所轄税務署にて発行が必要となります。台湾専用のフォームが設けられており、発行に一定の時間を要します。なお、日本で発効された公文書として、在外公館(台北駐日経済文化代表処等)の認証が必要となります。
補足説明資料	台湾にPEが無いこともしくはPEに帰属する営業ではないことの補足資料 所得に関する証明書類…等

申請から許可に至るまでは、税務当局から追加で質問や資料の要求がなされ、許可を得るまでに、通常3ヶ月から長い場合では1年を超えることもあります。他方で、未だ許可が取得できていない段階で対価の支払いがある場合には、国内法で定められた源泉税率にて源泉徴収を行う必要があります。これについては、許可を得た後に還付を行うことができます。

この免税申請により、税額をなくすことができますが、その一方で、許可を得るための税務当局の審査も相当程度厳しいものとなります。また、この申請を行うことで、かえって税務当局に台湾国内のPEや源泉所得を自ら申し出ることにもなり、それによって別の税務リスクが生じる可能性もあるため、申請にあたっては会計事務所にご相談頂くことをお薦めします。

# JBS NEWS LETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWS LETTERについて

EY台湾では、JBS NEWS LETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2020年12月	台湾における印紙税の概要
2020年11月	移転価格税制と事前確認制度APA
2020年10月	資金調達方法と関連する手続き及び税制について
2020年9月	台湾における会計制度の概要と監査制度について
2020年8月	中間納税制度と新型コロナウィルスに対する特例について
2020年7月	台湾における税務調査及び昨今の状況
2020年6月	台湾における国外取引時の源泉税の整理及び優遇税制
2020年5月	配当と関連する税金の整理、及び軽減措置対応(コロナウィルスを踏まえて)
2020年4月	台湾における個人所得税の整理・留意ポイント
2020年3月②	新型ウイルスリスク回避一株主総会の開催方法整理
2020年3月①	新型ウイルス関連特別条例、会社法22条-1、237条
2020年2月	未処分利益に対する追加税金の控除優遇措置

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWS LETTER最終ページの連絡先、またはご担当のEY担当者までご連絡ください。

**弊所連絡先**

関連する情報をご希望の方は  
お付き合いをさせて頂いており  
ますEY担当にご連絡を頂くか、  
または以下のいずれかの  
関連サービス専門担当までご  
連絡をください。

**安永聯合會計師事務所****企業稅務サービス**

劉惠雯 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
[Heidi.Liu@tw.ey.com](mailto:Heidi.Liu@tw.ey.com)

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
[Yishian.Lin@tw.ey.com](mailto:Yishian.Lin@tw.ey.com)

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
[Sophie.Chou@tw.ey.com](mailto:Sophie.Chou@tw.ey.com)

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
[ChienHua.Yang@tw.ey.com](mailto:ChienHua.Yang@tw.ey.com)

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
[Anna.Tsai@tw.ey.com](mailto:Anna.Tsai@tw.ey.com)

林志翔 執業會計師  
02 2757 8888 88876  
[Michael.Lin@tw.ey.com](mailto:Michael.Lin@tw.ey.com)

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
[Ben.Wu@tw.ey.com](mailto:Ben.Wu@tw.ey.com)

曹盛凱 執行總監  
02 2757 8888 67151  
[Kelvin.Tsao@tw.ey.com](mailto:Kelvin.Tsao@tw.ey.com)

**JBS**

山崎隆浩 副總經理  
02 2757 8888 # 88880  
[Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com](mailto:Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com)

橋本純也 協理  
02 2757 8888 # 66458  
[Junya.Hashimoto@tw.ey.com](mailto:Junya.Hashimoto@tw.ey.com)

堀井政東 協理  
02 2757 8888 # 66525  
[Masato.Horii@tw.ey.com](mailto>Masato.Horii@tw.ey.com)

**EY 安永**

Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

**EYについて**

EYは、アシュアランス、稅務、ストラテジー・アンド・トランザクションおよびコンサルティングなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や經濟活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英國の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト[ey.com](http://ey.com)をご参照ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[ey.com/taiwan](http://ey.com/taiwan)をご覧ください。

© 2021 Ernst & Young  
All Rights Reserved.

APAC No. 14005649  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務、法律及び  
その他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場  
合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/taiwan](http://ey.com/taiwan)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

